

## 令和6年度 学校いじめ防止基本方針

いじめは常にあるものと考え、いじめ防止に取り組む。

その際、いじめられた児童の心に寄り添った対応を第一に考え取り組む。併せて加害者の児童に対しても、ただ「いじめは駄目だ」と伝えるのではなく、なぜそのような考えをもったり、行為を行ったりしたのかを十分に聞き取り、スクールカウンセラー等による相談を実施するなどして、二度といじめをしないよう粘り強く指導する。

本校では、いじめ防止に関する以下の取り組みを充実させる。

### 1. 「いじめ不登校対策委員会」

学校は、法第22条に基づき、いじめ対策についての組織としての「いじめ不登校対策委員会」を設置する。いじめ不登校対策委員会は、いじめ対策について意思決定を行い、全ての教員が一致団結していじめ問題に取り組むための中核的役割を果たす。いじめ問題には、学級担任等が個々に取り組むのではなく、組織的に対応する必要がある。また、いじめ問題が複雑化・多様化する中、学校だけで対応しきれない場合は、「いじめ不登校対策委員会」を支援する組織として「学校サポートチーム」を設置する。

#### (1) 「いじめ不登校対策委員会」の構成員

校長、副校長、教務主任、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、コーディネーター、該当児童担任、該当児童学年主任から構成される。

#### (2) 「いじめ不登校対策委員会」の役割

いじめ不登校対策委員会は、学校で発生したいじめに対して、次の対応を組織的に行うものとする。

- ア 学校基本方針に基づく取組みの実施及び具体的な年間計画の作成
- イ 具体的で実効性のある校内研修の企画
- ウ 実態把握及び情報収集
- エ いじめが生じた際の指導や支援の体制・対応方針の決定等組織的な対応
- オ いじめ事案に関する事実関係の調査
- カ 再発防止に向けた取組みの実施

なお、該当組織は、学校基本方針の策定及び見直し、計画した取組みの進捗状況のチェック、必要に応じた計画の見直し等を行う。

#### (3) 「学校サポートチーム」の構成員

学校サポートチームは、警察職員、児童相談所児童福祉司、子ども家庭支援センター職員、民生・児童委員、学校医、スクールソーシャルワーカー等から構成される。

### 2. いじめの未然防止

いじめは、どの学校にも起こりうるという考えのもと、全ての児童がいじめを許さないという校風

を育てていく。また、未然防止の基本として、児童に心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるよう、授業づくりや集団づくりを行っていく。

また、集団の一員としての自己有用感を高めることにより、互いのよさや可能性を認め合い、児童一人ひとりが互いの人権を尊重しあう意識及び態度の育成を図っていく。

同時に、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払っていく。

次にあげる取り組みを計画的に行うことで、児童および教職員の意識を高め、いじめを許さない校風づくりにつなげていく。

- (1) ふれあい月間「学校シート」や「人権教育プログラム（学校教育編）」を活用したセルフチェックや校内研修の実施を通じた教員の資質向上
- (2) 人権教育や道徳教育の充実を図るとともに、思いやりの心、生命・人権を大切にする態度の育成
- (3) 授業改善プランの作成・実施をとおした丁寧で分かりやすい授業の実践
- (4) 言語活動、体験活動等をとおしたコミュニケーション能力の育成
- (5) 学校行事・学級経営の充実を図るとともに望ましい集団活動の育成
- (6) i-check を活用して学級集団の状況をアセスメントする機会を年2回設定
- (7) 学級活動（係活動や班活動等）の充実を図るとともに、望ましい人間関係の構築に向けた支援
- (8) 縦割り班による異年齢集団での体験活動や遊び等の活動の充実
- (9) 「いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議」の実施及び事前・事後の取り組みの充実
- (10) 児童会や地域等の主催によるあいさつ運動やボランティア活動等の実施・充実

### 3. いじめの早期発見

いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早期の段階からの的確に関りを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するようにしていく。

そのためには、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにするとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。併せて定期的なアンケート調査、教育相談等、いじめ発見のために次の取り組みを行っていく。

- (1) 定期的なアンケート調査の実施  
年2回以上の記名によるアンケート調査及び年1回以上の無記名による調査を行う。
- (2) 定期的な個人面談の実施  
児童と学級担任やスクールカウンセラー等との個人面談を行い、本人や友人のこと、学級の人間関係など把握する。
- (3) スクールカウンセラーとの全員面談（5年生）
- (4) 全教員による児童の観察

学級経営を学級担任だけにまかせず、管理職、スクールカウンセラーや複数の教員で学級を支援し、複層的な視点から、児童の変化をいち早く把握し、いじめの未然防止及び早期発見につなげるとともに、学校全体で児童を見守っているというメッセージを発する。

(5) 学校だよりや保護者会の積極活用

いじめに対する学校の取組姿勢を保護者に理解してもらうことが、保護者からの早期の情報提供につながる。学校だよりや保護者会により、日頃から「学校いじめ防止基本方針」等について説明を行う。

(6) 保護者への支援・助言

いじめの問題に悩む保護者が相談しやすい環境を整え、教員及びスクールカウンセラー等により保護者への適切な支援・助言を行う。

(7) 児童館、学童保育クラブ及びランラン広場との連携

放課後における児童の様子について把握するため、児童館、学童保育クラブ及びランラン広場に対し、児童の活動の中でいじめが疑われる場合は、直ちに情報の提供を依頼する。

#### 4. いじめへの早期対応

いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、いじめを受けた児童を徹底して守り通すことを前提として、次のような組織的な対応を速やかに行う。

- (1) いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。いじめた児童に対しては、事情や心情を聴取し、当該児童が抱える課題や悩みを理解する等の教育的配慮の下、再発防止に向けて毅然とした態度で適切な指導を行うとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行うことも必要である。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

- (2) いじめ実態調査等を通じて把握した情報に基づき、いじめ解決のための適切な対応方針を決定し、学校全体で対応方針を共有して取り組む。迅速に組織的に対応するために、いじめ不登校対策委員会を核として、緊急に会議を開催し、情報の共有を図るとともに、いじめを受けた児童の支援、いじめを行った児童への指導、周囲の児童へのケアについて、教職員の役割分担を明確にする。

- (3) いじめが暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると認められる場合は、直ちに警察に通報して被害児童を守る。

その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害児童及び保護者の意向にも配慮し警察に相談・通報し、連携して対応する。

- (4) 学校は、把握した情報に基づいて「いじめに関する児童・生徒の記録（個票）」を作成し、学校全体で共有するとともに、教育委員会への提出をもって教育委員会とも情報共有を図る。

#### 5. 特別な支援を必要とする児童への配慮

特別支援学級に在籍する児童又は通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対するいじめを未然に防止し、発生したいじめを早期に発見し、解決を図るためには、学校の全教職員による

支援体制の構築が不可欠である。そのために、当該児童に係る情報を全教職員が共有できる機会を確保する。

また、いじめを許さない豊かな心を育てていくために、個々の児童を尊重する教育の推進が必要であり、次の点を意識しながら特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を積極的に推進していく。

(1) 全教職員での情報共有

職員会議や生活指導全体会等の場を活用し、当該児童に係る情報を全教職員で積極的に共有できる機会を確保する。

(2) 学級担任と特別支援学級担任の連携

学級担任と特別支援学級担任は、相互の連携を密に行い、交流がスムーズに行われるようにする。また、個別指導計画の内容や、交流及び共同学習の目標並びに進め方等につて、指導方針を共有する。

## 6. インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットを通じて行われるいじめを防止するために以下の取り組みを行う。

(1) メールや LINE、SNS 等のメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の動向を把握し、全児童に情報モラル教育を実施する。

(2) 保護者会や家庭教育学級の研修会等でメールや LINE、SNS 等のメディアの特殊性による危険性やトラブルについてなどの話題を取り入れ、家庭への啓発を図っていく。

(3) メールや LINE、SNS 等のメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込んだ文章や画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、関係機関と連携して早期発見、早期対応に努める。

## 7. いじめの未然防止、早期発見、早期対応における年間計画

|     | 未然防止                                               |                                                                    | 早期発見                             | 早期対応                |
|-----|----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|----------------------------------|---------------------|
| 4 月 | ・各教科における<br>人権教育、道徳教育<br><br>・各教科における<br>言語活動、体験活動 | ・保護者会<br>・十中地域一斉あいさつ<br>運動<br>・情報モラル授業<br>(ICT 支援員)<br>※各学級の第 1 回目 |                                  |                     |
| 5 月 | 動<br><br>・学級活動                                     | ・SC による全員面談<br>(5 年生)<br>・生活指導全体会                                  |                                  |                     |
| 6 月 | ・学校行事                                              | ・ふれあい月間<br>・STOP! いじめ行動<br>宣言と学級での宣言の                              | ・いじめに関するアンケート (記名式)<br>・総合質問用紙調査 | ・いじめ把握報告書<br>(区へ報告) |

|      |                         |                           |                      |                  |
|------|-------------------------|---------------------------|----------------------|------------------|
|      | ・ たてわり班活動<br><br>・ 人権標語 | 作成<br><br>・ ふれあい月間「学校シート」 | (i-check)<br>・ 個人面談  |                  |
| 7 月  | ・ SC による各学級の観察          |                           | 個人面談                 | ・ 各種相談窓口の周知      |
| 8 月  |                         |                           |                      |                  |
| 9 月  |                         |                           | ・ いじめに関するアンケート（無記名式） | ・ いじめ把握報告書（区へ報告） |
| 10 月 |                         | ・ 十中地域一斉あいさつ運動            | ・ 総合質問用紙調査（i-check）  |                  |
| 11 月 |                         | ・ ふれあい月間「学校シート」           |                      |                  |
| 12 月 |                         | ・ いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議（6 年生） |                      | ・ 各種相談窓口の周知      |
| 1 月  |                         |                           |                      |                  |
| 2 月  |                         | ・ 道徳地区公開講座<br>・ 生活指導全体会   | ・ いじめに関するアンケート（記名式）  | ・ いじめ把握報告書（区へ報告） |
| 3 月  |                         | ・ 保護者会                    |                      | ・ 各種相談窓口の周知      |

## 8. 重大事態への対応

### (1) 重大事態の意味（法第 28 条）

いじめによる重大事態とは、いじめを受けた児童の状況に着目して次のとおり判断する。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合

(ア) 児童が自殺を企図した場合

(イ) 身体に重大な障害を負った場合

(ウ) 金品等に重大な被害を被った場合

(エ) 精神性の疾患を発症した場合

(オ) その他重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。

イ いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合

相当の期間とは、国のいじめ防止対策基本方針での不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。ただ日数だけでなく、児童の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

児童の保護者から、いじめを受けて重大な事態に至ったという申立てがあったときは、その

時点で学校が「いじめではない」又は「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして教育委員会事務局教育指導課に報告した上で調査等に当たる。

## (2) 重大事故の報告

学校は、重大事故と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

## (3) 重大事態の調査主体と調査組織

重大事態の調査は、学校が主体となっていく場合と教育委員会が主体となっていく場合とがある。対応事案に応じて、次の区分に基づき、教育委員会が判断する。

### ○学校が主体となっていく調査を行う場合

#### (ア) 対象事案

「1－(1) 重大事態の意味、ア及びイ」のとおり。

#### (イ) 調査組織

学校が設置している「いじめ不登校対策委員会」を母体として、学校サポートチームを加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、学校長が調査組織を設置する。

## (4) 重大事態の調査の実施

重大事態の調査は、法第28条第1項において、「質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行うものとする」とされている。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情として、どのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、次の、ア及びイの点に配慮しながら客観的な事実関係を正確に調査する必要がある。質問票等の使用に当たっては、調査に先立ち、その旨を調査対象の児童の保護者に説明する等の措置を行う。

### ア いじめを受けた児童からの聴き取り可能な場合

いじめを受けた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。

その際、個別の事案が明らかになったり、被害児童の学校復帰が阻害されたりすることのないよう配慮し、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である。

この調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況にあわせて継続的な対応を行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

### イ いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

当該児童の入院や死亡など、いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

なお、この調査は、民・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、あくまでも学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

(5) 重大事態の調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童の保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して適時、適切な方法で提供する。

ただし、これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分に配慮し、適切に提供する。

イ 重大事態の調査結果の報告

学校は、調査によって明らかになった事実関係について、教育委員会に報告する。その際、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文章の提供を受け、調査結果に添えることができる。